

## 第 25 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成 24 年 7 月 26 日（木）10:00～12:55
2. 開催場所：日本電気協会 3 階 303 会議室
3. 出席者（順不同，敬称略）
  - 委員：岩崎主査(関西電力)，畠埜(九州電力)，神田（中国電力），武蔵（北海道電力），山本(日本原子力研究開発機構) (計 5 名)
  - 代理：井上（東京電力・海野副主査代理），石櫃（北陸電力・河村代理），高畑（四国電力・青野代理） (計 3 名)
  - 常時参加者：高井（日本原子力技術協会） (計 1 名)
  - オブザーバ：帰山（関西電力） (計 1 名)
  - 事務局：芝(日本電気協会) (計 1 名)
4. 配付資料
  - 資料 25-1 第 24 回緊急時対策指針検討会議事録(案)
  - 資料 25-2 防災関係の法改正の概要について
  - 資料 25-3 原子力発電所の緊急時対策指針（JEAG4102-2010）の改定について（案）
  - 資料 25-4 JEA\*4102-201X 緊急時対策指針改正前後比較案について（案）
  - 資料 25-5 JEAG4102-2010 記載要求事項対比表
  - 参考資料-1 JEAG4102-2010「原子力発電所緊急時対策指針」の改定の進め方について  
て  
(第 24 回緊急時対策指針検討会資料)
  - 参考資料-2 原子力安全の向上に向けた学協会規格の整備計画案の作成  
(中間報告：原子力関連学協会規格類協議会)
  - 参考資料-3 緊急時対策指針検討会名簿
5. 議事
  - (1) 定足数確認等
    - 主査による代理出席者 3 名及びオブザーバ 1 名の承認後，事務局より，出席委員が代理出席者 3 名を含め，委員総数 11 名中 8 名出席で会議招集の定足数（委員総数の 2/3 の 7 名）を満たしているとの報告があった。
  - (2) 前回議事録の確認
    - 事務局より，資料 25-1 に基づき，前回議事録案について説明があった。特にコメントはなく，正式な議事録とすることを確認した。
  - (3) 防災関係の法改正の概要について
    - 主査より，資料 25-2 に基づき，防災関係の法改正の概要及び法令改正の全体構成等について説明があった。

(主な質疑。コメント)

  - ・ JEAG は EAL（緊急時活動レベル）を入れて改定するとの説明があったが，（原子力事業者防災業務計画の届出に）スケジュール的に間に合わないと思う。防災業務計画の

改定には JEAG は使えないのか。

EAL を JEAG に入れることは、EAL の災害対策指針への反映時期からして間に合いそうであるが、今般の原災法令改正による防災業務計画の改定を反映することには JEAG の審議期間を考慮すると、とても間に合わない。

業務計画の協議を行う自治体も、判断のより所が公開されていないと困る面もあるのではないかと思う。

- ・ P3 の図で、防災基本計画（災対法）に基き地域防災計画を作ることになっている。原子力事業者防災業務計画も、防災基本計画に基づき作るのではないのか。災対法には、地域防災計画と原子力事業者防災業務計画の記載があり、事業者は、災対法に基づき原子力事業者防災業務計画を作ることになっていると思うが。

原子力事業者防災業務計画は、原災法に基づき作成するもので、災対法には、防災基本計画に基づき原子力事業者防災業務計画を作れとの記載はない。災対法は、公益事業者防災業務計画を求めており、それを原災法により読替え適用されるため、事業者内部で、2 つの関係をどうするかはあるが、災対法には、原子力事業者防災業務計画のことについては書かれていない。

- ・ 原子力事業者防災業務計画や放射線測定設備現況届などは、原子力規制委員会と総理大臣にバラに提出するようになっているが、原子力規制委員会と総理大臣の役割分担は見えているのか。

規制委員会が 3 条委員会となった時点で、原子力防災会議の設置とともに、内閣総理大臣への届出という条文が追加された。この原子力防災会議が、オフサイトセンターとの関係において、平常時の備え、緊急時の長期的対策の自治体の行動を統括するように見える。オンサイトに関係するものは原子力規制委員会、オフサイトは内閣総理大臣が所掌するものと理解できる。

- ・ 米国では、オンサイトは NRC が、オフサイトは FEMA が所掌しているが、国内でもそのような所掌であればよく整理できていると思うが。

国会答弁では、将来的に原子力防災会議は FEMA を目指すとされ、参議院の付帯決議に、FEMA を目指せと書かれている。ただ、原子力防災会議が FEMA を目指すかどうか、改正法令上は明確ではないが。

#### (4) JEAG4102-2010「原子力発電所の緊急時対策指針」の改定方針について

主査より、資料 25-3 で指針改定の目的、必要性、改定方針、指針として継続する理由等の基本的な考え方と、資料 25-4 で改正前後の比較表及び資料 25-5 で指針の法令、国際的規格等での記載要求事項比較表の説明があった。次回の運転・保守分科会及び原子力規格委員会に資料 25-3、25-4 をベースにコメント修正したものを中間報告することで委員の了承が得られた。分科会会長説明日時が決まればメール等で再度コメント依頼することとなった。

#### (主な質疑。コメント)

- ・ EAL を JEAG に入れた形でまとめる必要があるのではないか。

EAL を入れるためには、防護措置勧告を導入する必要がある。10 条 15 条の通報連絡体系だけでは難しい。9 月時点の原子力災害対策指針に EAL の話が入らない見通しなので、EAL が何時導入されるか未定。ただ、EAL と PAZ（予防的措置範囲）は一体で考えることが望ましい。

- ・ 判断基準をはっきりさせるために、JEAG には、EAL、OIL（実用上の介入レベル）の概念は入れるべきである。
- ・ 資料 24-3 の P5 に「原子力レスキュー部隊」の名称となっているが、本規格は民間規格

であるので、電事連会長のプレスにもあったように「原子力緊急時支援組織」とした方がいいのではないか。

国報告書記載の「原子力レスキュー部隊」としたが、事業者の解釈（防災業務計画の記載）は、「原子力レスキュー部隊」の表記にはならないと考える。

・資料 24-3 の P7 に米国の ERF の概念が広く取り入れられ、原子力防災組織に本店等対策本部等が記載されているが、施設も定義したのなら、割り当て要員数も具体的に記載すべきではないか。

米国では EAL と ERO を一体として要員等が規定されているが、今回 JEAG は EAL 導入のところまでで ERO の話までは時期的には難しい。今後の検討課題だと考える。

・P8 で本指針は、深層防護の 5 層（放射性物質の放出）も含めた対応にも言及すると考えるが、緊急時安全対策要員やレスキュー等の要員まで入れるべきでは。福島事故の反映事項を考慮して入れるべきではないか。

緊急時安全対策要員の話は、SA の対応対策で、B-DBA の話であり、EP の話ではないと考える。本指針に重複して書くこともできるが、概念が異なるので別物だと考えるべきと思う。深層防護での位置づけは、重要であり今後議論すべきと考える。現在、ERO の概念ではないが、原災法上の原子力防災組織で動いているのは事実。

・ERO と原子力防災組織の違いは。

現在、原災法で原子力災害に関する 10 の業務ができる人が入った組織が原子力防災組織である。レベル毎の対応はなく、時間的には原子力災害が発生したら直ちにとされている。ERO は EAL 毎に時間を規定して割り当てられた任務を遂行する組織。

・深層防護の 4 5 への移行も踏まえて本指針に記載しないと使いづらいものになるのではないか。

・米国では、EP も SAMG も一緒に考えられており一緒に考える必要があると思うが。

米国の基準では、10CFR50.47 が EP であり、SA については別項で記載されており、考え方が異なる。SA は IAEA の基準体系では、SSR-2 の設計と運転に入っており、EP は GSR-7、考え方が異なっている。

・P13 の原子力防災関連機材の非常用電源への接続にまで言及しているが、これは JEAG4627 マターかもしれないが、米国の基準を見ると、本指針では、これら機材、設備の最低限のスペックまで記載すべきではないか。

・P15 の設備と施設の使い分けを明確にすべきでは。

・資料 24-2 で放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届に関する記載があるが、本指針にこれらの機材の一覧を記載すべきではないか。

解説に防災資機材リストが記載される。

・p32 で 10 条 15 条通報の基準が書かれているが、EAL を導入するのであればその内容を記載すべきではないか。

・EAL を反映した JEAG が発刊し、それを受けて防災業務計画を修正するのが理想ではあるが、事業者は、半年間の移行期間での防災業務計画の修正にむけて準備を行っている段階であり、このスケジュール的に間に合わないようであれば、防災業務計画の準備ができた段階で、JEAG について検討し、その後 EAL を取り込み、JEAG を改正するのが現実的なスケジュールではないか、その旨を分科会、規格委員会に報告するのがいいのではないか。

言われることは分かるが、作業としては同時並行が効率的と言えるのではないか。国の基本基準が決まって、その解説を含めて JEAG で詳細運用を決めるといった考え方。設備以外の通報内容等の運用に関するものは事業者共通の要素を民間規格として決める必要がある。また、今後、EAL の検討を進める意味でも、その道筋をつける意味で、EAL を入れた JEAG にすることは意義があると思う。そのようなことから、EAL を

反映した JEAG 改定案を中間報告し，コメントを伺うべきと考える。なお，報告する内容については，検討したい。

(5)その他

次回，開催日程については，コメントを受けて後，別途調整することとした。

以上